

# 令和5年度第2回南アルプス市 権利擁護・成年後見制度利用促進協議会

令和6年2月19日（月）午前10時～  
南アルプス市役所 新館地階 第1会議室

## 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

（1）令和5年度権利擁護センター事業経過報告

（2）第2期南アルプス市成年後見制度利用促進計画について

（3）中核機関における法人受任ガイドラインについて

（4）権利擁護支援その後の経過（昨年度第2回の報告事例）

4 そ の 他

5 閉 会

## 南アルプス市権利擁護・成年後見制度利用促進協議会委員名簿

No	区分	氏名	所属等
1	1号委員	花輪 仁士	弁護士 (花輪法律事務所)
2		杉本 修	司法書士 (司法書士杉本事務所)
3		上川 心	社会福祉士 (NPO法人ファボール山梨)
4	2号委員	倉澤 竜馬	介護支援専門員 (ケアプラン緑の木)
5		塩澤 一夫	相談支援専門員 (NPO法人清水館 ことのは)
6		今村 幸治	民生委員児童委員 (南アルプス市民生委員児童委員協議会会長)
7	3号委員	深沢 ひろみ	市民後見人

\*委員区分 南アルプス市権利擁護・成年後見制度利用促進協議会条例第3条第2項各号

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健・医療・福祉関係団体を代表する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

\*任期：令和5年7月12日～令和7年3月31日

○南アルプス市権利擁護・成年後見制度利用促進協議会条例

令和3年3月23日

条例第4号

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第2項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議するとともに、地域の連携を構築し、もって認知症、知的障害その他の精神上の障害がある者を地域で支え合うため、南アルプス市権利擁護・成年後見制度利用促進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関すること。
- (2) 認知症、知的障害その他の精神上の障害がある者の権利擁護に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健・医療・福祉関係団体を代表する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 会長は、特に必要がある認めるときは、専門的事項を調査、研究させるため、協議会に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例による最初の会議及び任期満了後における最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

○南アルプス市権利擁護センター要綱

令和3年3月18日

告示第42号

(設置)

第1条 この告示は、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない者が権利を侵害されることなく、住み慣れた地域で安心して暮らせることを目的とし、関係機関と連携して権利擁護の取組を一層推進するため、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく成年後見制度利用促進計画に位置付けられた中核機関として、南アルプス市権利擁護センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 南アルプス市権利擁護センター
- (2) 位置 南アルプス市小笠原376番地

(事業)

第3条 センターの事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 権利擁護に関する相談及び支援
- (2) 成年後見制度に関する相談及び支援
- (3) 市民後見人の養成及び活動支援
- (4) 権利擁護に関する普及啓発
- (5) 南アルプス市権利擁護・成年後見利用促進協議会に関すること。
- (6) その他権利擁護に関すること。

(委託)

第4条 市長は、前条に規定するセンターが実施する事業に関し、適切にその事業を行うことができると認める事業者に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(支援調整会議)

第5条 センターは、第3条に規定するセンターが実施する事業に関し、困難事例等が生じた場合は、第7条の規定による連携する課により支援調整会議を開くことができる。

2 市長は、前項の支援調整会議において、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第6条 センターの行う事業に従事した者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(運営体制)

第7条 センターの管理及び運営は、介護福祉課、障がい福祉課及び福祉総合相談課が連携して行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

# 令和5年度南アルプス市権利擁護センター事業 経過報告

議事 1

R6.2.19時点

施策	項目	目的			R4	R5
		普及啓発	体制整備	利用促進		
地域連携ネットワークと中核機関	権利擁護・成年後見制度利用促進協議会		●		7/21第1回協議会開催 2/24第2回協議会開催	7/12 第1回協議会 2/19 第2回協議会(本日)
	権利擁護センター担当者会議		●		9回開催	8回開催
	成年後見センターとの連携		●		定例ミーティング 7回	4/20、5/12、6/15、6/28、9/21、11/24、1/11、2/2
	家事関係機関連絡協議会		●		12/5開催、1名出席1名傍聴	10回開催 5/1、6/26、7/10、8/14、9/11、10/1、11/7、12/18、1/19、2/13
	権利擁護センター職員研修		●		—	書面開催(返信済) 第2期成年後見制度利用促進計画策定に向けた連続学習会(内部研修)
権利擁護支援体制の構築	相談支援従事者向け研修	●			3/6施設従事者による虐待防止(従事者向け)34名参加 3/7同上(管理者向け)39名参加	10/3障害者虐待防止従事者研修 49名参加 2/7施設長・管理者向け研修 43名参加
	事業者等向け虐待防止・権利擁護研修会	●			3/16養護者による虐待防止(ケアマネ、在宅サービス等)34名参加	2/16相談支援従事者向け研修 申込み52名 2/29現場職員向け研修 申込み57名
	市民後見人養成講座(基礎編)	●	●		※社協委託事業 11月5日～26日(4回)10名受講	※社協委託事業 11月6日～29日(計5回) 受講者19名(全受講者5名)、実践研修希望者5名
	市民後見人養成講座(実践編)		●	●	※社協委託事業 9月30日 9名受講 他、フォローアップ研修通年実施	※社協委託事業 7月19日 受講者7名、修了者6名
	意思決定支援ミーティング		●	●	—	—
成年後見制度の利用促進	相談窓口の周知	●		●	—	各課研修においてパンレット配付や窓口周知
	受任調整(支援調整会議)		●	●	7回開催 ケース19件	5回開催 延べ18ケース検討 5/29、7/27、10/11、12/5、1/29
	成年後見制度利用支援事業			●	高齢者 申請11件、助成決定10件(1,856,313円)障害者申請1件、助成決定0件	高齢者 助成決定7件 障害者 助成決定1件
	市長申立			●	高齢者 3件(後見2、保佐1)	高齢者 2件(後見1、保佐1)、申立予定2件
成年後見制度や中核機関の周知啓発	市広報掲載	●		●	—	—
	市ホームページ掲載	●		●	協議会開催・議事録・資料等掲載	協議会開催・議事録・資料等掲載
	市民向け研修会	●			10/7講師:協議会委員(杉本修氏) 10名参加	10/15「市民向け成年後見制度勉強会」 29名参加
		●			9/16(金)「権利擁護・差別解消講演会」講師:又村あおい氏(R3延期分) 34名参加	2/29「権利擁護・差別解消講演会」開催予定
	部内職員研修	●	●		7/22(金)講師:健康科学大学・田村正人 15名参加	6/22「福祉のまちづくり職員研修会」対象:庁内セーフティネット連絡会議メンバー・採用4年目職員 35名参加
	庁内職員研修	●	●		7/22(金)講師:健康科学大学・田村正人氏「福祉のまちづくり職員研修会」対象:庁内セーフティネット連絡会議メンバー・採用4年目職員 約30人参加	

### 概要

- 第1期計画(R3~5)の期間を1年延長するとともに、第2期計画の策定に向けた検討課題の整理を進める。第1期計画の成果と課題を踏まえながら、国の第2期基本計画を反映した施策を盛り込んでいく。
- 第2期計画は、新たに第5次地域福祉計画・第2次自殺対策計画との一体的な計画となる。地域共生社会の実現及び重層的支援体制整備事業の本格的実施を含み、福祉総合相談体制のさらなる強化と密接に関わるため、市の権利擁護支援体制の前進につなげる方策の立案が望まれる。

### 第1期計画の成果と課題

#### 1 地域連携ネットワークと中核機関

- 権利擁護・成年後見制度利用促進協議会を設置
  - 南アルプス市権利擁護センター(中核機関)の設置
  - 南アルプス市成年後見センター(社協)との連携(定例会開催)
- 権利擁護事業の推進・点検・評価の体制を整えた。  
○行政・社協の連携をとり、情報交換や支援調整を図るようになった。

#### 2 権利擁護支援体制の構築

- 支援者向け虐待防止・権利擁護研修(各年度100人超の受講)
  - 市民後見人養成講座(社協委託)の開催(計28人受講)
- 市民後見人の修了者増加に対し、受任者は少ない状況である。
  - 後見人、支援者の人材が慢性的に不足している。

#### 3 成年後見制度の利用促進

- 専門職の参画による支援調整会議の開催(計●回)
- 個別のケース対応が集約され、適切な利用支援につながった。  
●高齢者が中心となっており、幅広い対象者への支援が望まれる。  
●会議の活用がまだ広がりや不足。制度の周知やニーズ把握が望まれる。

#### 4 成年後見制度や中核機関の周知啓発

- 広報、ホームページ、地域包括支援センター情報紙での周知
  - 成年後見制度パンフレットの作成(市・社協)
  - 市民向け研修会の開催、市職員向け研修会(対象別)の開催
- 市民研修会を機に金融機関の周知協力が得られるなど波及効果があった。  
●パンフレットの配布・活用が十分にできなかった。

### 第2期計画への検討課題

- ✓ 重層的支援体制整備事業を見据えた再構築
  - ①中核機関の体制及び位置づけ(誰が・どこで)(持続的な庁内職員体制・組織体制)
  - ②各分野の相談機関(包括的相談支援)との連携

- ✓ 支援チームの構築と活動の具体化(後見人支援の取り組み)
- ✓ 市民後見人の活動・活躍の機会拡大(専門職後見人からの移行を含む)
- ✓ 意思決定支援の取り組みの具体化(理解促進、実践)

- ✓ 多様な権利擁護ニーズを検討する場として、支援調整会議のさらなる活用と充実
  - ①高齢者に限らない各分野への機能の周知
  - ②会議の論点や支援の方向性に対する調整機能強化
- ✓ 市長申立の適切な実施、利用支援事業の評価・検証

- ✓ 市民への周知啓発のあり方(相談窓口、制度の内容や利用イメージ)
- ✓ 支援者・専門職への周知啓発のあり方
  - ①中核機関の機能、後見人との連携等の実務的理解
  - ②相談支援従事者に限らない施設・事業者への周知

### 国の第2期基本計画との対応

- 3-(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方(尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加)  
3-(2) 地域連携ネットワークの機能  
3-(4) 包括的・多層的な支援体制の構築 など

- 2-(1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透  
2-(2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等  
3-(3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組(中核機関のコーディネート機能等) など

- 2-(2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等  
3-(3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組  
4-(3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 など

- 3-(3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組  
3-(4) 包括的・多層的な支援体制  
4-(2) 担い手の確保・育成等の推進  
4-(3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 など

### 今後のスケジュール等

**R5** 協議会における論点整理  
第1期計画の成果・課題、今後の方向性

**R6** 第2期計画の策定、地域福祉計画との一体化  
具体的施策の立案、関連施策との調整、計画案への意見等

**R7** 第2期計画スタート  
重層的支援体制整備事業の本格実施



## 第2期計画への検討課題(補足)

○重層的支援体制整備事業を見据えた再構築

①中核機関の体制及び位置付け(誰が・どこで)  
(持続的な庁内職員体制・組織体制)

⇒R7年度からの事業開始を踏まえ、多機関協働推進の軸として、中核機関との一体的な運営を目指し、庁内組織体制の整備を図る。

②各分野の相談機関(包括的相談支援)との連携

⇒ケース会議等を通じた個別支援による協働や、各種研修機会、福祉総合相談定例会を活用し、お互いの業務の理解、世帯支援における機能・役割分担を通じた実務的な連携強化を図る。

## 第2期計画への検討課題(補足)

○支援チームの構築と活動の具体化(後見人支援の取り組み)

⇒候補者とのマッチング面談、受任時の関係者会議等による後見人等を含めた支援チーム構成を徹底する。

○市民後見人の活動・活躍の機会拡大(専門職後見人からの移行を含む)

⇒法人後見からの移行に限らず、専門職後見人からの移行の促進を図るべく、関係機関との連携を進めていく。

市民後見人支援の取り組み。(経験値獲得と動機づけ)

○意思決定支援の取り組みの具体化(理解促進、実践)

⇒本市の意思決定支援のベースとなる考え方の共有。

事例検討等による実践の共有と振り返りによるスキル向上。

## 第2期計画への検討課題(補足)

○多様な権利擁護ニーズを検討する場として、支援調整会議のさらなる活用と充実

①高齢者に限らない各分野への機能の周知

⇒中核機関の啓発の一環として、支援調整会議の機能および実践について市内の関係機関へ周知する。

多機関協働支援会議の位置付けとして、支援調整会議の活用について体制整備を図る。

②会議の論点や支援の方向性に対する調整機能強化

⇒効果的な会議となるよう、事前の論点整理等の調整を図る。

○市長申立ての適切な実施、利用支援事業の評価・検証

⇒支援調整会議の活用に係る市内関係機関への周知。

市長申立てに係るプロセスの整備による適切な申立ての実施。

利用支援事業に係る、国の動向を踏まえ有効な活用の検証。

## 第2期計画への検討課題(補足)

### ○市民への周知啓発のあり方

(相談窓口、制度の内容や利用イメージ)

⇒市ホームページ及びチラシ等活用の充実を図る。

市民が集う機会における啓発活動。

### ○支援者・専門職への周知啓発のあり方

#### ①中核機関の機能、後見人との連携等の実務的理解

⇒支援調整会議の検討事例を活用する等、実務に即した内容による啓発。

#### ②相談支援従事者に限らない施設・事業者への周知

⇒サービス事業者、医療機関等への周知活動の検討。

## 南アルプス市権利擁護センター（中核機関）の法人受任ガイドライン（案）

### 1 基本的な考え方

#### 権利擁護センター（中核機関）の役割＝成年後見制度を活用した支援のコーディネート

- ・成年後見制度の利用が必要な人に、適切に制度利用につなげ、本人らしい暮らしの実現を支援することが、権利擁護センター（中核機関）（以下「センターという。」）の役割である。
- ・現在後見人の多くは、弁護士、司法書士の法律職と社会福祉士等の福祉職が対応しているが、民間では対応しきれないケースがあるのも事実であり、公的な責任においてによる法人後見受任が必要な場合もある。
- ・そこで、公的なセンターによる受任が必要と認められる場合に限り、センターが法人受任をすることとし、どのような場合にセンター受任が必要であると認めるのかそのガイドラインを設けようとするものである。
- ・このガイドラインは、厳格に法人受任の要件を定めるものではなく、支援調整会議において法人受任の適否を検討する拠り所とするものであり、今後事案検討を積み重ねの中で、適切に改定していくものである。
- ・センターが法人受任を検討する場合は、原則センターが主催する支援調整会議を行い、ガイドラインに基づき検討を行う。

### 2 センターが受任する場合の要件

- ・センターが法人受任をするのは、センターが受任することが必要と認められる場合であり、次の3つの基準を満たす場合である。

- （1）福祉専門職による後見等が必要な場合であること。
- （2）次のいずれかの事由により個人による受任が困難である場合であること。

ア頻回な支援が求められる場合

イ支援の枠組みが不十分もしくは再構築する必要がある場合

ウ個人ではリスクが高い場合

- （3）公的な立場であるセンター受任がふさわしい場合であること。

### 3 センター受任が必要な場合とは

- （1）福祉専門職による後見等が必要なケースであること
- ・センターの職員は、福祉専門職であることから、福祉専門職による後見業務が必要であることが条件となる。
- ・本人が拒否的であったり虐待を受けていたりして、まだ支援の枠組みが整っていない

い場合など、本人の意向や身体状況を踏まえて、フォーマル、インフォーマルなサービスを組み合わせて支援の枠組みを整えていく必要がある場合。

(2) 個人受任が困難なケースかどうか。

・福祉専門職による後見業務が必要な場合であっても、個人による受任が可能である場合は、センターが受任することは抑制的であるべきと考えられる。しかし、次のようなケースは、法人（当センターに限らない）による後見が望ましいと考えられる。

ア 頻回な支援が求められる場合

認知症の方等で曜日や昼夜を問わず何度も電話をかけてこられる場合や、頻回な訪問や支援が求められる場合には個人による受任は極めて困難となる。

イ 支援の枠組みが不十分な場合

いわゆる処遇困難なケースでありながら、医療や福祉の支援機関と関係ができておらず、一から支援の枠組みを作っていかなければならない場合、組織のバックアップのない個人受任では、困難が大きいと考えられる。

ウ 個人ではリスクが高い場合

個人受任した場合、後見人は氏名のみならず自宅住所も明らかになる。このため、たとえば、本人から財産を搾取するなどして不当な利益を受けていた親族等関係者から後見人が適正化を進める中で、逆恨みされ、脅迫行為などを被る恐れがないとはいえない。このようなケースについては、個人では受任することが難しいと考えられる。

(3) 公的な立場であるセンター受任がふさわしい場合であること。

・法人受任は、他の民間団体等が設立した NPO 法人でも受任もありえる。センターが受任することがよりふさわしいと説明できる必要がある。

## 4 センター受任が不適切と考えられる事案

(1) 相談者の不利益になる場合

・相談者は、相談することで本人又は自らの利益になるとの信頼をもって、センターに相談に来ている。事案によっては、本人の利益を追求することにより相談者の利益を損なう場合もでてくる。このような場合には、相談機関であるセンターが、直接後見業務を受けることは相談機関としての信頼を失うため適切でないと考えられる。

(2) 利益相反となる場合

・家族のうち2人が後見、保佐の対象となる場合に、2人の利益が相反する場合がある。たとえば、夫婦のうち夫は精神障害があるため入院しており、妻は認知症が進行しているケースでは、入院中の夫は退院して在宅生活を望み、妻は夫の入院の継続を希望していた。このように双方の利益が対立するとき、双方の後見人になり利益を調整しようとするのではなく、どちらの成年後見人等にならないことも考えられる。

(3) 法律上のトラブルがすでにある場合

- すでに、法律上のトラブルが発生している場合には、原則として弁護士が成年後見人等となり、紛争解決を行うのが適当であり、福祉専門職であるセンターが紛争解決にあたるのは適切ではないと考えられる。

ただし、法律上の課題がある場合であっても同時に身上監護面の課題が大きい場合は、弁護士等との複数後見とすることも考えられる。

#### (4) センターが申立て支援を行なった場合

- 申立て支援は、センターの役割の一つであるが、申立て支援を行なうなかで自らを受任候補者に設定することは、報酬を目的とした利益誘導との批判をうけるおそれがないとはいえない。

このため、民間の専門職等が受任可能である場合は、申立て支援を行った場合にはセンターが候補者となることは控えることとなるが、先に述べたような民間の専門職個人では対応が困難な事例では、やむを得ないと考えられる。



### (3) 成年後見制度利用促進計画

成年後見制度とは、認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人に対し、法的に権限が付与された成年後見人等が、本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行うことで、その人の生活を支援する制度です。

2016年（平成28年）5月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が施行され、国において成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。地方公共団体に対しても、本制度の利用の促進に向けて自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し実施するものとされ、市町村は成年後見制度利用促進基本計画（以下「国計画」という。）を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めることが努力義務となりました。

この項目は促進法第14条第1項に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（市町村計画）として位置づけます。

市では、国計画の目標の一つである「権利擁護支援の地域連携支援ネットワークの構築」のための仕組みをつくとともに、広報・相談・制度利用促進・後見人支援等の各機能を段階的に整備します。

#### 現状と課題

- ・成年後見制度が始まった2000年（平成12年）から20年が経過し、利用者は増加していますが制度の理念であるノーマライゼーション<sup>※66</sup>の実現に向けた制度の理解や周知は十分に進んでいない状況にあります。
- ・成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度<sup>※67</sup>の二つの制度がありますが、このうち法定後見制度は、対象者の判断能力の程度に応じて、三つの類型に分かれています。現状では「補助」「保佐」の利用が少なく、原則として契約などすべての法律行為に権限が与えられる「後見」が大半を占めています。これには、利用者側が社会生活に大きな支障が生じるまで制度の利用に至らないことや、支援者側が財産管理を中心とした支援となっているなど、意思決定支援<sup>※68</sup>や身上保護<sup>※69</sup>等の福祉的な視点で制度を活用しきれていないこと等が課題となっています。
- ・市では、成年後見制度に対する市長申立<sup>※70</sup>事務を高年齢者福祉、障がい者福祉のそれぞれの担当課で行っています。また市長申立事案に限らず2010年（平成22年）からは、制度の利用促進のため申立費用及び低所得者への後見人報酬の助成を行っています。
- ・2014年（平成26年）から市社会福祉協議会に市民後見人<sup>※71</sup>の養成等を事業委託していま

※66 ノーマライゼーション：障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らすこと

※67 任意後見制度と法定後見制度：次ページ参照

※68 意思決定支援：被保佐人等に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなどして、本人が自ら意思決定をするために必要な支援をする活動のこと

※69 身上保護：被後見人等の健康や生活に配慮し、安心した生活が送れるよう法律に基づいた契約等を行うこと

※70 市長申立：身寄りがなく法定後見制度の申立てをする親族がない場合に、親族に代わり市長が申立てを行う制度のこと

※71 市民後見人：「市民後見人養成研修」を受けた親族以外の市民の方による後見人のことで、家庭裁判所への申立てにより選任される制度のこと





す。一定の研修を受講した市民等を市民後見人候補者としてバンク登録し、家庭裁判所から選任を受けて活動する「市民後見人」を養成していますが、現在バンク登録は0人となっています。

任意後見制度：将来判断能力が落ちたときに備えて、判断能力があるうちに本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。

法定後見制度：判断能力が不十分な方に、本人の権利を法的に支援、保護する制度で、本人の判断能力の程度により以下の類型があります。

補助：本人の判断能力が不十分である場合・・・本人の希望により、特定の取引など家庭裁判所に申立てた件についてのみ補助人の同意が必要になります。特定の取引など家庭裁判所に申立てた件については補助人がその行為を取り消すことができます。

保佐：本人の判断能力が特に不十分である場合・・・不動産など重要な取引などには保佐人の同意が必要になります。重要な取引について同意をもらわず、本人が契約してしまった場合は保佐人はその行為を取り消すことができます。

後見：本人の判断能力が全くない場合・・・財産の管理や介護サービスの契約などを後見人が行います。

※任意後見は、本人が後見人を決定しますが、法定後見は、家庭裁判所への申立てにより家庭裁判所が後見人等を決定します。

## 今後の方針

- 市では、判断能力が不十分な人が、成年後見制度を利用することでその人の持つ権利や財産を侵害されることなく、安心して暮らしていくことができるよう、成年後見制度の利用促進に必要な地域連携ネットワークを構築するとともに、その中核となる機関を設置し、以下の項目に取り組んでいきます。

### (ア) 専門職団体、関係機関等が連携協力する「権利擁護・成年後見制度利用促進協議会」の設置

- 成年後見制度に関する専門的な相談や、家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、法律・福祉の専門職団体や関係機関による「権利擁護・成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）」を設置し、権利擁護の質を向上させ、地域においてチームを支援します。
- 協議会は、i 関係機関と連携する機能、ii 専門性を有する機能<sup>※72</sup>、iii 市町村計画の取組状況を継続的に点検・評価する機能を持つものとします。
- 介護福祉課に権利擁護コーディネーター<sup>※73</sup>を配置し、協議会の事務局を担います。

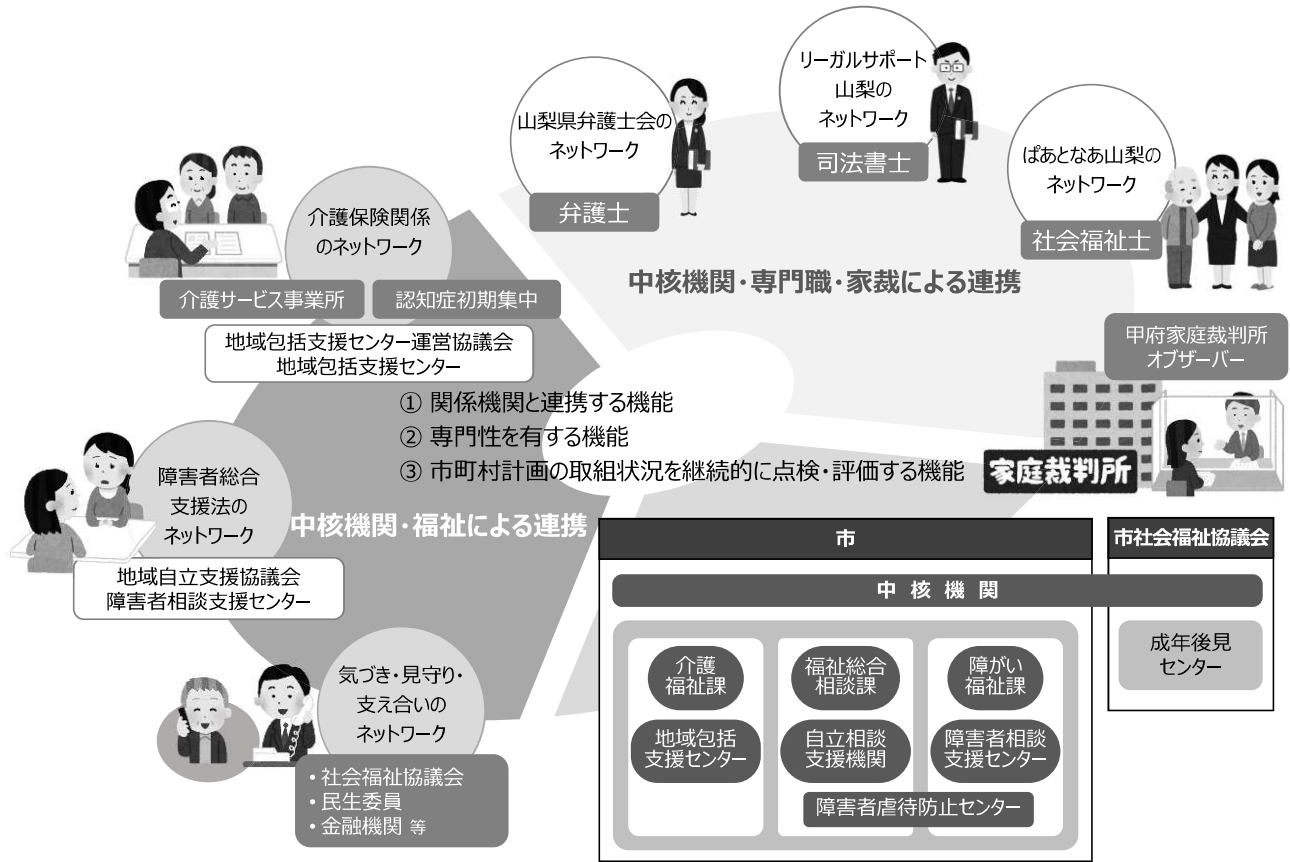
※72 専門性を有する機能：中核機関が進行管理する「3つの検討・専門的判断」は、①権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断 ②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断 ③モニタリング・バックアップの検討・専門的判断。これらを通じ、中核機関は、個別のチーム（本人や後見人と、両者の活動等を身近で支援する関係者）に対する専門職等によるバックアップ（困難ケースのケース会議等を含む）を担保する。これらの検討には協議会に参加する人のそれぞれが持つ専門性が必要になる

※73 権利擁護コーディネーター：地域の権利擁護の基盤整備をしていくことを目的とし、権利擁護の地域連携ネットワークの構築に向けたコーディネート機能を果たすもの



●協議会のイメージ

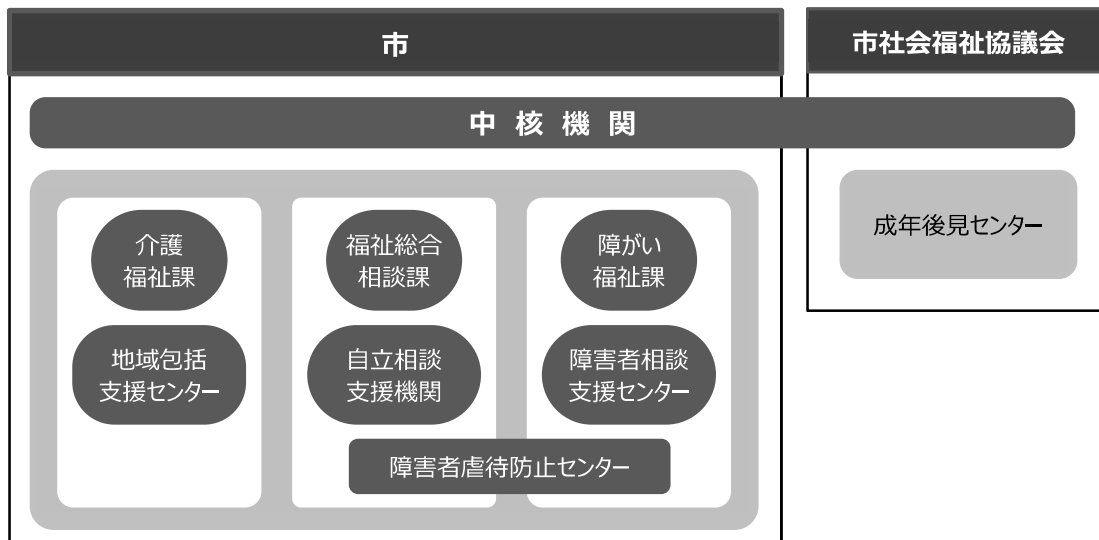
南アルプス市権利擁護・成年後見制度利用促進協議会



(イ) 中核機関の設置及び運営

・中核機関は権利擁護支援の「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域連携ネットワークが、地域の権利擁護の4つの機能（i 広報、ii 相談、iii 制度利用促進（受任調整、担い手の育成・活動の促進）、iv 後見人支援）を果たせるように、専門職による専門的助言の支援や確保などの役割と「協議会」の事務局を担う機関のことで。

●中核機関の構成





- ・市では、これまで権利擁護業務について介護福祉課と障がい福祉課、福祉総合相談課が連携して行ってきました。これらの関係各課と市民後見人の養成等の事業受託者である市社会福祉協議会の成年後見センターを「中核機関」に位置づけます。
- ・中核機関は、小さく生んで大きく育てる考え方で、まずは「広報」「相談」を優先して取り組み、協議会のなかで地域連携ネットワークを検証していきます。
- ・中核機関の職員には「5つの支援力」(①アセスメント力(見立て力)、②ファシリテーション力(推進力)、③マネジメント力(管理力)、④プレゼンテーション力(提言力)、⑤政策形成力が必要とされ、地域を基盤としたソーシャルワークの実践力が問われます。あらゆる機会を活用しながらソーシャルワーカーの人材育成に努めます。
- ・地域共生社会の実現に向けた「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」(平成29年厚生労働省告示第355号)に基づき、市町村には包括的支援の体制整備が求められています。権利擁護の核を担う中核機関の機能は、市の福祉総合相談体制の充実に深く関わります。司令塔となる「相談支援包括化推進員<sup>※74</sup>」の確立等に向け、中核機関のあり方のさらなる検討を重ねます。

●中核機関の役割

中核機関 (地域連携ネットワーク事務局)	
行政(介護福祉課:高齢者福祉担当 基幹地域包括支援センター 障がい福祉課:自立支援担当 障害者相談支援センター 福祉総合相談課:地域福祉担当 自立相談支援機関 障害者虐待防止センター)	市社会福祉協議会 (成年後見センター)
① 広報機能 周知等研修を委託 ② 相談機能 権利擁護支援の包括化 総合相談調整 ③ 利用促進機能(受任調整 <sup>※75</sup> ・マッチング) 市長申立てに限定せず、申立て案件について申立決定、候補者選定を地域ケア個別会議等で検討 困難ケースや判断に悩むケースは、協議会の相談・助言を受ける 市民後見人の受任調整 ④ 後見人支援機能 市民後見人養成研修を委託 意思決定支援、身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるための後見人支援	① 広報機能 ② 相談機能 ③ 後見人支援機能(市民後見人)

※74 相談支援包括化推進員:単独の組織で対応が困難な複雑・複合的な課題に対応するため、制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートする役割のこと

※75 受任調整:求められる後見活動や本人の状況から適切な後見人等の候補者を検討すること



- ※ 広報・相談は地域包括支援センター等の既存の仕組みを活用し、総合相談の調整及び後見人の受任調整、後見人支援は「中核機関」が行います。また、広報・啓発の強化と市民後見人の養成・支援については、その業務の中立性・公平性の確保に留意しつつ、適切な団体に委託して実施していきます。

### (ウ) 本人中心を徹底する「チーム」の形成

- ・権利擁護支援が必要な本人を中心として、本人の身近な親族、ケアマネジャー、相談支援専門員、介護・障がい福祉サービス事業者、医療・福祉・地域の関係者等により「チーム」を形成し、本人の意思を尊重した支援を行います。
- ・具体的には、ケアマネジャーが開催するサービス担当者会議、障がい者支援の個別支援会議、病院や福祉施設で行われるケース会議、支援困難事例等を検討する地域ケア個別会議等、既存の仕組みを「権利擁護に関するケース会議」として活用し、必要に応じて権利擁護に関わる法律・福祉の専門職団体の協力支援も受けながら本人の支援方針の検討を効果的に行います。
- ・成年後見人等が選任された後も、本人支援が必要な場合は、後見人とともにチームとして支援を行います。

### (エ) 成年後見制度の普及啓発の推進

- ・成年後見制度は、判断能力が不十分な人の財産や生活を守る重要な制度であるものの、その利用方法や、内容についてあまり理解が進んでおらず、市民に身近な制度とは言えない現状があります。そのため、中核機関は、パンフレットの作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が活発に行われるよう、関係機関の連携に努めます。
- ・国の目標でもある「利用者がメリットを実感できる制度の運用」へ向けて、後見だけではなく、保佐・補助及び任意後見制度の利用促進につなげるよう、広報・啓発活動を強化します。

#### ① 市民へ向けた広報・啓発活動

これまで実施してきた各関係機関によるパンフレットの配布、研修会等の開催に加え、制度の正しい理解につながるような広報活動を検討します。各種イベントにおける普及啓発活動にも取り組むなど広報活動を強化します。

#### ② 関係者へ向けた広報・啓発活動

判断能力が不十分な人に接する機会が多い介護保険サービス関係者、相談支援専門員、民生児童委員、金融機関職員、市窓口職員等には、早期発見・支援につなげるための役割が期待されています。関係者に制度の理解を深めてもらい、制度の利用が必要と見込まれる人を発見した場合には、相談窓口を紹介するなど相談機関のパイプ役として活躍していただけるように、広報・啓発活動に取り組みます。

普及啓発にあたっては、成年後見制度の理念はもとより、制度内容について、丁寧な説明に努めます。具体的には、障害者自立支援協議会の各種研修会等の機会に成年後見



制度の普及啓発を実施するとともに、地域包括支援センターで毎年実施している権利擁護研修会等を活用し制度の周知を行うなど、成年後見制度利用促進にかかわる各関係機関と連携し啓発活動を行います。

**(オ) 市民後見人の養成・支援**

- ・今後高齢化の進展が見込まれるなか、同じ地域に住む市民による、市民目線で行う市民後見人活動の需要は、高まるものと見込まれます。
- ・市民後見人のバンク登録者を増やすため、市民後見人の活動を広く周知することにより知名度を向上させるとともに、一人でも多くの市民に協力を得られるよう養成方法（カリキュラム等）を工夫します。
- ・市民後見人の活動は、判断能力が不十分な人の生活を支援するという直接的な効果だけでなく、ボランティア精神に基づく地域福祉活動の一つとして、住民主体の福祉コミュニティづくりにつながるという間接的な効果が期待できるものです。身上保護を中心とする市民後見人の活動を拡大するとともに、その活動をサポートする中核機関の機能拡充を図ります。

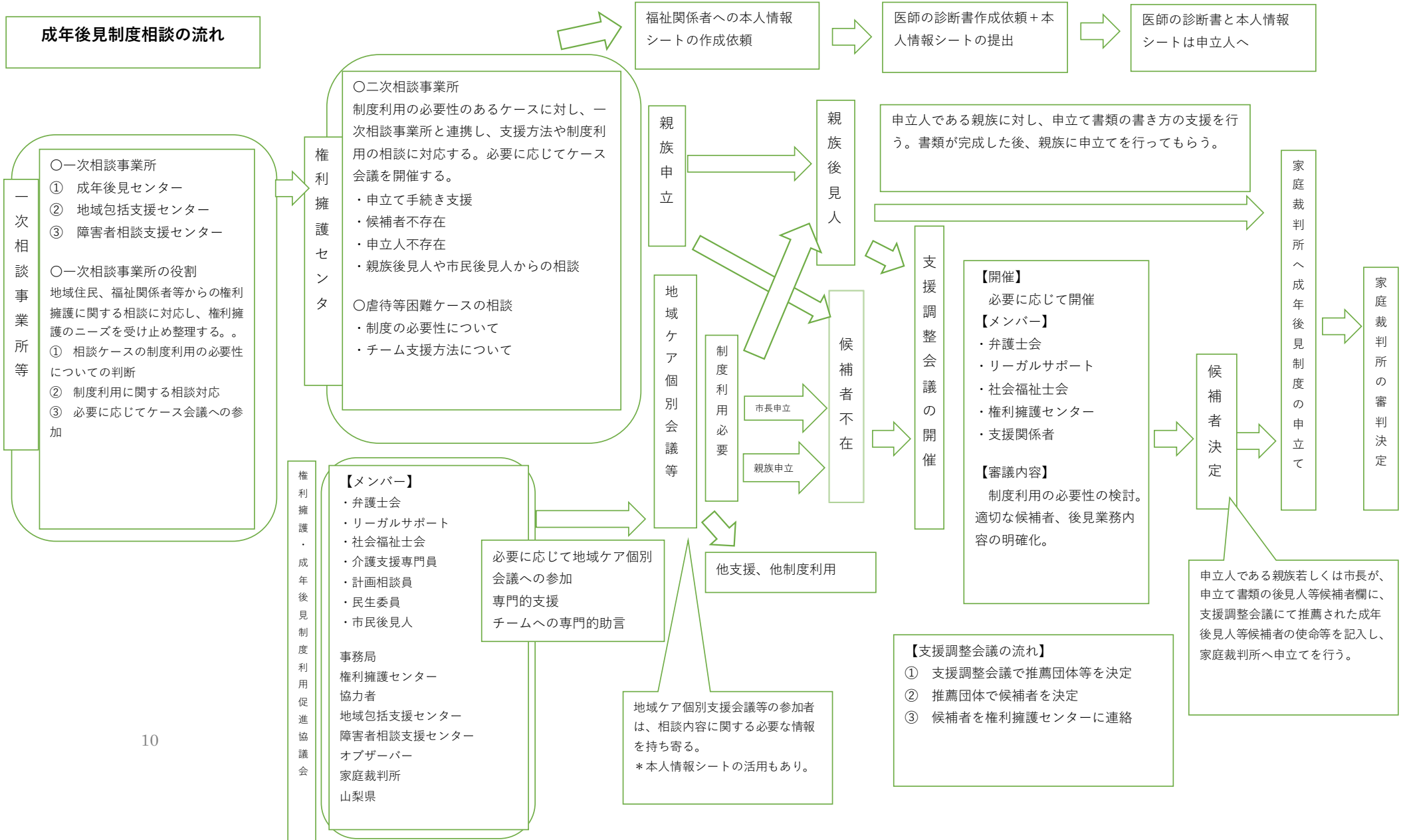
**(カ) 成年後見制度の利用に関する助成制度について**

- ・市では申立費用と低所得者の後見人報酬費用の一部を助成しています。今後も、成年後見制度を必要とする人が、経済的な理由で制度の利用ができないといったことがないよう、助成制度の対象者要件等について検討していきます。

【権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に係る指標】

指標の内容	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
中核機関担当者会議の開催	4回	4回	4回
権利擁護支援に関するケース会議の開催	5回	6回	7回
成年後見制度利用促進協議会の開催	2回	2回	2回
市民向け講演会等の開催	2回 60人	3回 90人	4回 120人
支援関係者向け研修会の開催	4回 80人	5回 100人	6回 120人
市民後見人バンク登録者数（年度末時点）	4人	5人	6人
市民後見人の受任者数（年度末時点）	3人	4人	5人

# 成年後見制度相談の流れ



## 支援調整会議の役割と留意事項について

中核機関とは、「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域連携ネットワークが、地域の権利擁護（以下の4つの機能）を果たすように主導する役割。また、専門職による専門的助言等の支援を確保する。

【4つの機能】①広報、②相談、③制度利用促進（受任者調整（マッチング）、担い手の育成・活動促進）、④後見人支援

その中で主に②と③と④の機能を確保し、権利擁護支援の方針及び本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断を行う場として支援調整会議が位置づけられる。

留意事項は以下の通り。

### ① 成年後見制度の申立ての妥当性の確認

- ・本人にとって必要な支援は何か
- ・現在の支援体制で対応できない課題は何か
- ・申立てが必要なケースか
- ・申立て以前に、早急に必要な支援や情報収集はないか

### ② 申立てのあり方の検討

- ・誰が申立てを行うのか
- ・本人や親族が申立人となる場合、どの機関が申立ての支援を行うのか

### ③ 求められる後見事務の想定と適切な成年後見人等の検討

- ・予想される後見事務は何か
- ・本人に必要な支援を提供するために必要な権限（代理権、同意見、取消権）は何か  
そのことに対して本人は同意をしているか。同意がない場合は、権限を付与する必要性の根拠はあるか。
- ・本人にとって望ましい候補者の要件は何か
- ・どのような成年後見人等の選択肢があるか（複数後見など）

### ④ 本人のマッチング

- ・本人と候補者の顔合わせはどうするか
- ・本人との相性の確認等はどのように判断するか

## 権利擁護支援のその後の経過（昨年度第2回の報告事例より）

昨年度の第2回権利擁護・成年後見制度利用促進協議会において、中核機関が関わりを持った事例として、以下の3事例についてご紹介したところであるが、その後の経過についてご報告させていただきたい。

### ○個別事例から見える課題

#### ・ケース1 92歳 女性 老人保健施設入所中

過去に知人男性より金銭搾取されていたことから成年後見制度を活用。保佐類型にて弁護士が保佐人として就任。以降、家計や相続等の課題が解決した他、知人による金銭搾取もなくなったことから、専門職が関わらなくても良い状況に至る。このことから保佐人より市民後見人への移行について提案があり、支援調整会議を経て具体的な調整に至る。

#### 《課題》専門職後見人から市民後見人への移行

今年度の家事関係機関との連絡協議会における議題「後見人等の交代の在り方に関する事項」に“専門職後見人から市民後見人への交代について”として意見交換がなされた。専門職による課題解決が図られ、身上監護が中心となる様なケースについて、積極的に検討していくことが必要と思われる。支援調整会議における検討や市民後見人就任後の支援体制の整備等、市民後見人が困らないための取り組みが求められる。

#### 【具体的取組みとして】

- ・成年後見センター等によるサポート(法人後見監督人)
- ・ケーススタディとして市民および支援関係者へ周知・啓発

#### 《その後の経過》

支援調整会議において協議のうえ、市民後見人への移行を進めていくこととし、家庭裁判所へ申立てを行う。引継ぎその他に関し、中核機関同席のもと、保佐人の弁護士、市民後見人候補者等による打合せにより、これまでの経過、課題等を確認し、受任後速やかに業務に就けるよう配慮。本市として3人目の市民後見人誕生に至る。

中核機関としては、市民後見人の活躍機会が得られる様、成年後見センターによる実務的な支援をはじめ、事務担当職員による申し送りへの同席、受任後に適宜活動状況の報告をいただく等、市民後見人が孤立しない様、配慮に努めた。

#### ・ケース2 68歳 女性 入院中(精神科)

養護老人ホームへ入所していたが、無断で施設を離れる等の行為が度重なり、施設より退所勧告を受ける。過去に入院歴のある医療機関と交渉の末、本人の意思を



踏まえて期限を設けた入院受入となった。退院後の生活環境について、本人の生活遂行能力に難があることから、意思決定を意識した支援を継続中。入院から7か月経過した間、10回ほど面談を実施。本人は一人暮らしを望んでいるが、親族との関係性が悪いことからアパートの賃貸契約に際する身元保証人の依頼先がない他、生活課題に対する認識がなく、実現困難な話にばかり目先が向いてしまうことから、具体的な話が進まず。

#### 《課題》意思決定支援

過去に一人暮らしをしていた際、寂しさ故に何十回と救急通報、施設入所後は共同生活の煩わしさから無断外出を繰り返す等、日常の場面における適応力が低い故の生きづらさを抱えている。この様なケースであっても、本人の持てる力を尊重し、自らの生活を決定する為の支援は必要である。リスクアセスメントに基づき、支援者としての見解は伝えつつ、本人にとってベストな選択を促すためには「伴走」が不可欠であるが、理想と現実の狭間の中、どこまで可能か？

#### 【具体的取組みとして】

- ・意思決定支援に係る学習(支援関係者等)
- ・多機関協働による多様な視点でのケース検討

#### 《その後の経過》

概ね月1回程度の面談を経ながら、入院中の生活状況、生活機能訓練等の取組みを踏まえ、退院後の生活について協議を重ねる。能力的に施設入所が妥当と考えられ、県内の養護老人ホーム6か所へ受入意向確認(電話、訪問等)の他、入院先にて本人との面談を実施する等、受入先確保に努めたが、これまでの生活歴、入院に至った経緯などから受入同意に至らず。今年に入り、ようやく受入先の目途がつき、施設見学を実施したうえで最終的な結論が出る見込みとなる。

中核機関としては、事務担当職員1名がケース担当として個別支援を軸に、入院先医療機関や入所依頼先と連絡調整を図りつつ、本人の意向を尊重しながら、能力的に生活可能な環境を模索。退院後の具体的な入所先確保に努めた。

#### ・ケース3 88歳 女性 独居(有料老人ホーム)

特別養護老人ホーム入所が目前となった折、担当ケアマネジャー共々入所予定先と打ち合わせを行った際、身元引受人とは別に身元保証人を求められた。本人には後見人も就いている他、身元引受人(親族)も協力は惜しまないと。費用負担や緊急時の対応についても不足はないとの認識でいたが、このことにより入所可否の結論は先送りとなった。頼れる親族は妹のみである。

#### 《課題》身元保証

入所、賃貸契約において身元保証人を求められるが、頼れる身寄りがなく苦慮することも多い。親族が高齢或いは死別となっている他、これまでの生活歴における関係性により疎遠となっていることも多い。施設の場合、成年後見人の申立てを入所要件に求められるが、後見人等はあくまで本人の権利を擁護する立場であり、身元保証人にはなり得ない。生活基盤たる居住先が確保できず生活の見通しが立たな

いことにより、権利行使すら儘ならない。民間団体による身元保証サービス等も存在するが、ある程度の経済力が必要につき万人が活用できるものではない。

【具体的な取組みとして】

- ・親族へのコンタクト(関係性が希薄であっても諦めない)
- ・入所施設等との課題共有

《その後の経過》

身元引受人となる妹の他、本人と妹を良く知る知人より緊急時の対応等協力を得られることとなるが、施設側はあくまで親族(血族)の協力を固執。過去の生活歴故の親族との関係性希薄による協力得難い状況について、何ら理解を得られず。他の入所先を当たることも検討し始めた最中、本人が亡くなられてしまい、特養入所は叶わず。

中核機関としては、ケアマネジャー支援の視点も含め、施設側への働き掛けや知人への協力依頼を行ったところであるが、肝心となる施設側の理解を得るに至らずであった。介護保険制度として、身元引受人(身元保証人)がいないことを理由に入所を拒むべきではない、との見解が厚生労働省より示されているが、実態は入居者本人が急変等による入院その他となった場合、対応の依頼先として身元引受人等を確保しておきたい施設側の思惑もあり、必ずしも国の見解通りに話が進まないケースが多い。新たな課題として、入所施設への啓発等を積極的に行うことが必要と考えられる。

○考察

中核機関の役割として、本来は多機関協働による権利擁護の推進であり、関係機関との必要な調整或いはケース会議等を通じた様々な分野と連携を図ることが求められるものと認識しているが、実際は個別支援による課題解決が多く、ミクロの視点での連携に終始。組織構成上、一時相談機関を兼ねていることから個別支援とマネジメント機能との棲み分けが難しく、個別課題から政策形成へ繋げていく為の実務遂行に際し、組織体制の整備、従事者のスキル向上、地域の支援者への啓発が更に必要であることを身を以て感じたところである。次年度は、重層的支援体制整備事業と一体的に取り組むことを基本に、4つの重点施策がバランスよく遂行できるよう努めたい。

